

第三十九回国会 衆議院 内閣委員會議録 第三号

昭和三十六年十月五日(木曜日)

午前十時三十三分開議

出席委員

委員長 中島 茂喜君

理事 内田 常雄君 理事 草野一郎平君

理事 宮澤 胤男君 理事 飛鳥田一雄君

理事 石橋 政嗣君 理事 石山 權作君

伊藤 郷一君 内海 安吉君

小笠 公昭君 小澤 重喜君

辻 寛一君 藤原 節夫君

緒方 孝男君 杉山 元治郎君

田口 誠治君 原 茂君

松井 誠君 山内 広君

山花 秀雄君 受田 新吉君

出席國務大臣 藤枝 泉介君

出席政府委員 小平 久雄君

總理府總務長官 佐藤 朝生君

總理府總務副長 林 一夫君

官 調達庁長官 大石 孝章君

總理府事務官 長 伊東 正義君

水産庁長官 大竹 民陟君

委員外の出席者 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

外務事務官 魚本藤吉郎君

外務事務官 都倉 栄二君

外務事務官 東郷 文彦君

外務事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

大蔵事務官 稲村 光一君

大蔵事務官 赤羽 桂君

十月五日

委員柳田秀一君辞任につき、その補欠として松井誠君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員松井誠君辞任につき、その補欠として柳田秀一君が議長の指名で委員に選任された。

委員外の出席者

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

總理府事務官 藤本 幹君

特殊海軍損害の賠償の請求に関する特別措置法案及び北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律案の両案を一括議題とし、審査を進めま

す。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。山内広君。

○山内委員 たいま議題となりまし

た北方地域旧漁業権者等に対する特別

措置に関する法律案についてお伺いす

るわけですが、これはもう私から

言うまでもなく、前の国会で同じも

のが提案されました、ほとんど審議

は終わりに近かったわけでありませ

うところがあるという政情下におきま

して、ついに日の目を見ることができな

く、再提案ということになったもので

あります。そういうことで、あえて詳

しく繰り返してお尋ねする点もあり

ないわけでありませう。けれども、主

務長官は新たに就任されましたし、

また関係の大臣もおかわりになりました

ので、一応前の重要な点で再確認を必

要とするような大きいものと考えられ

ます。その後若干情勢も変わってお

る点もあつたので、それらについてお

尋ねしておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

ておきたいと思つてお尋ねし

法案を読みましても、このものの性格をはつきりしておきませんと、将来長

い間には、十億の使い方については

いろいろめんどろな問題が起ころはせ

ぬかという心配を非常に感ずるわけ

であります。この法案を通じて流れる

考え方は、漁業権の補償というものに

重点を置いておられるわけでありませ

う。ところが、前の長官のお話をだん

だん聞いていきますと、そうでもない

漁業権の補償というよりは、むしろ困

っている引揚者の方々への生業資金と

いったようなものを重点を置いた考え

方をしておられるわけでありませう。

そういう救済の十億なのか、また見舞

金であればこの十億を按分して配付

すればいいことなんでありませう。れ

ども、それは政府の意図するところが

達成されないというところで、救済資

金といったような考え方を前の長官も

強く主張されておられます。そういう

ことで、今度おかわりになりましたし

長官は、この十億というものの性格を

どういうふうにお考えになつておられ

るのか、関係大臣のお考えもあつた

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

と思つてお尋ねし、一つ政府の統一

的な見解をまずお聞きしておきたい

かれておる特殊な立場というものが一つの根拠にはなつておるとは思ひませ

うが、しかしこの十億そのものの性格

は、本法の第一条にもうたつてござい

ます通り、旧漁業権者等の生活の安定

をはかり、あわせて北方地域に関する

諸問題の解決の促進をはかる、こうい

う目的に使われるべき性格のものであ

る。従つて、漁業権補償そのものとい

う性格ではありませんし、また見舞金

といった性格でもなからう。端的に申

せば、前長官も申したように、やはり

旧漁業権者等の生活安定の援助資金で

あり、兼ねてまた北方問題解決のため

の資金である、こう御理解いただいた

らばよろしからうと思つてお尋ねし

ます。

○山内委員 たいまの御答弁は、前

の長官の御答弁と、語句は相違いたし

ますが、全く同じ御回答なわけであ

ります。前の長官も、これは見舞金と

か漁業補償ではないとはつきり言われ

ておられるわけでありませう。ところが、

さつきも私もよつと言葉の中で申しま

したけれども、この法律の内容はどいま

でも漁業権の補償という建前で書かれ

たように思つてお尋ねし、まずその一

つの証拠を申し上げますと、第二条の第

四号には、漁業権を持つておつた人が

引き揚げてきた、そして死んだ場合

には、その遺族に対してその漁業権を

補償しておくという一項目もあるわけ

です。そのほかいろいろ事業計画、そ

ういうものを見ましても、これは漁業

権というものをどこまでも生かしてお

く、こういう建前でやつておられるの

だろ

○中島委員長

これより会議を開きま

す。

う、私はこう思うわけです。そこでこれは少し私の方から誘導質問のわけではありませんが、前にもだいたい議論されたことですから、私はこういうふうにか、誤っておたら一つ御訂正いただきたく思います。それは漁業権の補償、こういう建前でいろいろやったのは、十億というものの算定を一応やる上においてのめどである、そういうことで前には漁業権の場合は七億五千万円という積算を出しておるわけです。これは私もいろいろ別な見解を持つておるので、この金額についてはもちろん承服するわけではありませんが、一応この十億というものをしぼるために、二億五千万は生業資金の性格であり、七億五千万は漁業権という考え方をしておる。しかしこれはさきも長官の答弁をいたした通り、見舞金でもなければ漁業権でもないのだ、これをミックスして一緒にして生活の困っている人を生業につかせる、こういう親切心という答弁です。ところが今のこういう法案の形で法律になりますと、これはいろいろ受け取り方のニュアンスというものは違ってくると思う。特にこれは私は初めて国会に来てこの問題を聞いたわけですが、これも、これには長い歴史がある。何年も前からいろいろな角度から要求があったものを、こういうふう最終決定した。そういうことでこの法案が出ると、何十万という漁業補償を受けられるので喜ぶ人もあるかもしれない。またおやじは死んだけれども子供にまで遺産が残るそうだから、これは何万円飛び込んでくるという考え方を持つ人もあるかもしれない。いろいろなか

とがあっても、最終的にはこれは漁業権の補償でないのだ。しかしこれはこの法案ができて十億が決定したからといって、前に持っておった漁業権は消滅したのではないのだ。ではいつこの漁業権がものを言ってくるかという点になれば、少くともいふ言ひ方になつて恐縮ですが、島に帰る事態が来た、そして問題が解決した場合に、もちろん七億五千万円は問題になりませんから、再検討してこれを基礎にした漁業権の復活ということを考える。ですからそのときまで、領土が返ってくるか、また任務が終わった、十年後に現地に帰って政府の方針で何か考えるというときまでは、一応主体になるものは生業的な資金である、こういうふう政府は考えておると理解してよろしいものでしょうか。

○小平政府委員 先ほど申しました通り、今回の北方協会の基金に充てらるべき十億円というものの性格は、漁業の補償金あるいは見舞金といった性格ではない、かように解しておるわけですが、北方地域にありました漁業権というもののついて、内地で行なわれたような漁業制度の改革に伴う補償が行なわれなかつたことも、これもまた事実でございます。そこで北方にありました漁業権につきましては、これは内地のような補償を行なおうとしても行なえない状態であるということも、これもまた御承知の通りであります。そこで将来これらの地域が回復いたし、わが国の施政権が及ぶという状態になつた場合を考えますならば、この際におきましては、やはりこれらの地域の漁業権に対しても何らの措置をとらなければならぬであろうということも考え

られるわけでありませう。しかしその際においてどうするかということには、これはまたそのときに考慮しなければならぬ問題であると思ひます。従つてこの基金をもつて直ちにそのままその補償に充てるのだ、こう今申し上げるわけにもいかぬと思ひますが、しかしいづれにいたしましてもこの基金は、北方協会が解散をするというふうな場合におきましては、また別の法律を作つて処置する、この法律案の中にもうたつてあるわけでありませうが、その回復の時期においてどういう処置をとるか、また解散時においてどういう法律案になつて現われるか、これはもつぱらそのときの情勢に従つて行なわれるというほか、現段階においてはいたし方なからうかと思ひます。

○山内委員 今の御答弁で大体そうなければならぬと思つたのですが、私のこの点で確認をいたしましたことは、運用上においてはつきりした政府の見解が出てきたことと、この法文には、この法文にありませう、個人の貸付もやる、組合にもやる、会社にもやる、市町村にも拡大するということになつておる。そこで今政府の方針通りの考え方でやるとすれば、もうこの市町村とか大きな会社、もちろん組合というふうなもの、順位がずつと遠のいてしまふ。今の御答弁の中からすでに生業資金といった性格が先に出ていく、こういうことを私どもは感じ取るわけでありませう。そうしますと、この二十二条で、貸し出しの順位といたしたようなもの、あるいはさき申しました通り、算定上の七億五千万と二億五千万というものの見解はすでに消えていく、こういうふう理解する。そういう意味で非常に大事な御答弁だったと思ひますが、そう受け取つてよろしいですか。

○小平政府委員 先ほど来すでに御指摘がありましたように、今回の北方協会の基金十億円というものをどうしてはじき出したか、こういう点については、ただ目安というわけにもいきませぬので、かりに旧北方地域の漁業権について、内地と同様な補償措置をとつたのであれば、およそどのくらいになつたであろうかというふうなことをやつてみました結果が、今七億五千万というふうなことになる。その他一般の引揚者等の関係も見て十億、こうきめたということでございます。これがこの七億五千万あるいは二億五千万という金額であります。将来残有財産を処分する場合には、かりにこの計算の方法そのままで配分されるというか、使用されると申しますか、そういう残有財産処分の際の基準には別段ならない、これにとらわれないもの、かように解しております。

○山内委員 今の問題は大体それで承りました。第二点のお尋ねをいたします。政府の御答弁でもありましたし、それからあのときいただいた主務省令の規定見込事項というものの中にもあるわけですが、それは「法第二十二條第三号の主務省令で定める法人は」ということで、引揚者の旧漁業権者等が五〇%をこえるものとか、あるいは株主総数の九〇%をこえる、こういうふうなこの貸し出しの対象になるものについて、この貸し出しの対象に必要でないこと、これはワクももちろん必要なこと、やむを得ない措置とは思ひます。この一、二、三、四、五とございます

が、どれに金が一番よけい運用されま
すか、今後の運用の問題ではございま
すが、私はこの三が中心になって運用
されていくという事は非常に少ない
のではなからうか。やはり一とか二と
か、そういう生業資金の問題とか、そ
ういうようなところに非常に多くなる
のではなからうか。これは見込みで
ございませう。先生のおっしゃいまし
ように、薄めますとこれは法の趣旨に
も反して参りますので、先生の御心配
もわからぬではないのであります。こ
の点はやはり煮詰めて参りたいとい
うのが私の考えであります。

○山内委員 これは見解の相違になる
と思えますけれども、薄めれば数がふ
える、ところが煮詰めれば少ないこと
はわかりませうけれども、この該当を受
けるために既存の組合の間に組織がえ
りか新たな組合ができるような混乱が
起るのではないか、それに対して政
府はどういうような手を打つか、そ
のことをお聞きしたい。

○伊東政府委員 これは実は私どもの
方の調査で、そういう人が五〇%以上
の組合は幾らかというようなことをま
だ十分調査しておらないのであります
が、数がどういふことになりませうか、
ここで教では御回答いたしかねるので
ございませう、今先生のおっしゃいま
したような、たとえ組合でございま
すと、五〇%にならぬので、そういう
組合を作っていくというようなこと
でございませう、非常にまづくなりま
すので、漁業法の中でいきますと、法人
といっておきましても生産組合その他
いろいろございませう。なるべく先生
のおっしゃいましたような事態が起ら
ぬように、私どもとしましては組合の

構成その他については考えて参りたい
と思っております。

○山内委員 これは調査もまだ十分で
きていないというので、これはまたあ
との調査におまかせすることにしまし
て、その次に、ちよつと小さな問題で
すが、今気がついたのでお聞きして
きたいと思ひます。
それは第二条の四号、先ほど申し上
げました漁業権の相続の問題です
が、これが三号の場合、漁業権を持
っておる人はもちろんいいわけですが、
漁業権のない者でも、昭和二十年八月
十五日までそこに生活の本拠を置いた
者を適用させて、この前のお話では技
能の修得とか、あるいは奨学資金など
も見てやりたいというような御答弁も
あつたように記憶します。ところが、
この漁業権に対しては、遺産相続があ
りますけれども、この二条の三号によ
りますと本人だけで、本人の子供は適
用を受けられないことになりませうか、
これは矛盾しておりませうか。

○伊東政府委員 先生は、四号で漁業
権の相続というやうな意味でおつ
しやつておられますが、これは漁業権の
相続といふことは全然関係がござい
ませぬ。そういう権利といふことでは
なくて、四号に書いてございませうの
は、一号、二号の権利があつた人が対
象になつておるわけでございますが、
その人の死亡しました場合に、そのう
ちだれか一人だけを対象にしたらどう
かといふことで考へておるわけござ
いませうが、三番目は全然漁業権と性質
が違ふことでありませう、これは当時
六カ月以上ここに本拠を有していた人
といふことで、これは権利者だけでな
くて、われわれ広く考へておるわけ

でございます。一号、二号で参ります
と、これは権利を持つていた者ある
いは貸付を受けた者といふ個人、一人
といふ觀念になるのであります。この
三で参りますと、本拠を有していた者
でございませう、これは広く一家の
中でも二人も三人もといふことにな
つて参ります。それで、その関係と三
号、四号はバランスをとらうではない
かといふことで、こういうことにな
つておるのでありませう、三号は、一
人でなくて、家族でございませうれば何
人もこれに入るといふことで、一、二
若千範囲が広がつております。その
で、その関係で一、二を救いますよ
うな意味で四が入つておるわけであ
ります。

○山内委員 私は頭が悪いのでわか
ぬのかもしれませんが、今おっしゃ
つた第四号といふのは、一号と二号の場
合をはつきりうたつておるわけであ
らう。そうすると、あえてこの規定がな
くても民法上の財産の相続もできると
私は思ふ。ところがこの第三号は現
昭和二十年の八月十五日までに六カ
月以上そこに生活の本拠を有していた者
と限定されておるわけであらう。家族に
及ぼしてはいない。これはまだ四号がな
ければ民法上の遺産相続で漁業権を継
承するといふことが考へられるけれど
も、これに対してはうたつて、三だけ
をうたつておかなければ、あなた自身
は広い解釈をしたといつても、明文が
らうらうら明らかにならぬだけであ
らう。どこにひっかけた家族までも
見られるか、その点を御解釈いた
したい。

○伊東政府委員 私先ほど申し上げ
ましたように、一号、二号は漁業を営む
権利を有していた個人といふことで、
これはあくまで権利を持つていたその
人、あるいは権利の貸付を受けてや
つたその人といふふうに、個人々々で呼
んでおるわけでございます。三号は
「北方地域に生活の本拠を有していた
者」といふことで、これは一家の主人
一人、あとは全然入らぬといふふう
には、私も解釈いたして参りませ
ぬ。そういう関係で一、二はこれは権
利を有していた者といふ個人に限定し
ましたので、四号で、三号とのバラ
ンスの問題もあり、そのうち死亡した場
合にはだれかをその対象にしたらどう
かといふことで、これは入れておるわ
けでございます。

○山内委員 どうもしつこいよう
です。この第三号はそれはそれな
いので、もう一ぺんそこで事務的に御検討
いたしたいことは、この生活の本拠
を有している者及びその家族とか何
うたえば文句はないです。これだけ
できますか。本人だけに限定されてい
ると私は思ふのですが、これからこ
ういふふうな解釈でやるのだといふ御指
導があればまた別ですけれども、法文
としてはそういう拡張解釈はできな
い。

○大竹説明員 ただいま二条の第二項
の三号でございませうが、「北方地域に生
活の本拠を有していた者」、これを解釈
の点につきまして、生活の本拠を有し
ておつた者、この表現だけでは、い
わば世帯主だけしか含まれないのじや
ないかといふことでございませうが、先
ほど水産庁長官から御説明ございま
したように、世帯員全部を含むといふ解
釈でございませう、これと同様な表現は、
実は先般成立をいたしました引揚者

給付金等支給法といふのがございま
す。あれも海外からの引揚者全部、別
に世帯主だけに限つておらないので
ございませう。そのときに同様な表現を
使つておられます。

○山内委員 世帯主ばかりではなく
その家族も含むといふことは、解釈上
私ではできると思ふので、ところが本
人は今まで同居しておつたが、本拠を
有した本人がなくなつた。まだ家族
が残つた場合はどうするか。特にこの
第四号との関連において、そういう疑
いを非常にささむではないか。漁業権に
対してははつきり遺産相続を認めてお
るのであるから、こういう広い三号のよ
うな解釈も、残つた家族にも及ぶのだ
といふことを、明らかにしていただ
か、こういうことなんですか。何も法文
を正誤してもいいのじやないですか。
無理に固執せぬでも、場合によつては
議會側で訂正してもいいでしょう。

○大竹説明員 水産庁長官が申し上げ
ましたところをもう一ぺん繰り返して
申し上げます。第二項の第一号、二
号、これは漁業権者といふ個人のとら
え方をしておるわけでございます。三
号は、これは島におつた者といふとら
え方をしておるわけでございます。そ
ういたしますと、島におつた人た
ちを見ますと、漁業権者であつた者、そ
の家族といふものまで含まれるわけ
でございます。一方北海道の側に居住し
て入漁権を持つておられた方がおら
れます。その北海道側に居住してお
らぬ島におられた方と若干不均衡
があるのじやないかといふ意味を含め

まして、この漁業権の権利者については、そういう意味の三号に該当するような家族がない場合は、その相続人と申しますか、それをいけば資格者に見ておる、こういう意味合いでござい

ます。
○山内委員 これは私も何か勘違いをしておるようで、私の質問もよく徹底して理解してもらってはいないようでありますから、この次まで私も研究してきますし、一つあなたの方でも、もう一ぺん法文を読み直して、不公平のないような取り扱ひのできるようになら

たださその前に一つ前提としてお聞きしたいことは、これは本会議でも私の方の多賀谷眞稔氏が質問をされておりますけれども、最近大手筋の大きな事業家が、本来の業務でないものにどんどん進出をしておる。漁業会社がくたものカン詰を作るとか、いろいろな例をあげて言っておられました。北海

道にも実は大手筋の大きな漁業家が進出して私を私よく承知しておられます。しかし数字的にも確実な資料を私持っておらないので、そういう大手筋の大きな漁業家が現在どうか、北海道にして仕事をやっているのか、北海道だけでけっこうですから、本来の仕事から逸脱してどういう仕事に進出しておるのか、将来どういう計画を立ててやっておるのか、それに対する設備投資等の額などがおわかりになったら、その現状を一つお聞かせいただきた

い。
○伊東政府委員 この法律とは若干違う御質問かもしれませんが、今先生のおっしゃいましたように、水産会社のことがよく言われているわけではございませぬ。大体やっていますし、先生のおっしゃいましたように、くだものは畜産関係、あるいはミンクの飼養でございませぬか、そういうようなことを水産プラパーの会社は実はやっております。こういうものは会社が市中銀行から手当てをやってやっているわけではございませぬ、特に公庫からそういうものに金を貸すとかいうようなことは私の方といたしましてはその世話はいたしておりませぬ。これはその会社独自の金融機関との取引関係でやっておるような次第でございませぬ。

○山内委員 あまり資料も持ちこのようではないので、その程度のものであれば、私もお聞きするまでもなく承知しております。せつかくこういう制度を作って、零細な人たちを集めてもつと事業をやらせよう。ところが現在非常に大手筋がいろいろなことをやっ

ておられます。たとえ今お出しになったミンクの飼育というものは、実は私、道議会に席を持ったことがありますが、私も、あれなども沿岸漁民、零細漁民の人たちを何とか助けようというところで、道が金を出したたり、あるいはまたあなたの方からいただいたりして、アメリカから飛行機に乗せてミンクを持ってくる。そうして子返し制度でどんどん飼育の助成保護をして、沿岸漁民の生活に寄与しようとしたわけではございませぬ。ところがもう今言った大手筋がどうとそういうものを計画して、りっぱな設備を入れて、そういう漁民のせつかくのものをとってしま

う。現在みんな豚を養っている。鶏を養っている。これがよその会社なら私はまだわかる。しかし同じ水産会社は、いかに資本があるからといって、こういうことをやると、零細な漁民が思っているもの根っこを断つようなことに対しては、もう少し主管庁のあなた方は資料をとり、私も実はよそのところからいただいたりしてきたのです。これを見れば私びっくりしておる。これは全国のケースでありますけれども、大へんなこととあります。こういうこととありますと、せつかくこういう計画をして何か事業をやるうと思つても、なかなか手が出ないのではないかと。そういう意味で、どういうことを今現実におやりになるうと計画しておるのか、もしあったらお聞きしたい、こういうことです。

○伊東政府委員 この法律の二十二条で、一体どういう業務をやってそれに融資していくのだという御質問でございませぬ、ここに書いてございませぬ。二番は個人に直接貸すもの、二

番目は組合ですが、全体の組合でございませぬ、一、二については大体同じでございませぬ。これはきょうお配りいたしました資料にもございませぬ。現在引き揚げてきました人が、従来は七〇とか八〇とか非常に漁業に多かつたのでございませぬ。パーセンテージで参りますと三〇数%までが漁業で、これが一番多いわけではございませぬ、そういう人につきましてはたとえれば漁業の転換をするとか、あるいは同じ漁業をやっておりますけれども、船を大きくしたいのだとかいうようなこともございませぬ。またそれ以外の人でございませぬれば、これは何の事業をやるものに対しては融資をする、こういう事業は融資せぬというふうにはまだきめておりませぬ。その点は一つ広く考えていこうというふうに思っております。生活に必要な資金は、これはもうお話しする必要もないわけではございませぬ。

三番に参りますと、法人自身がやる仕事でございませぬ。たとえ協同組合でございませぬれば倉庫を作るといふようなこともございませぬ。あるいはいろいろな事業をやる場合の運転資金を組合から貸してやるという場合もございませぬ。四番に参りますと、これは市町村がたとえば漁港を作るとか、あるいは漁港の背後に道路を作るとか、そういうような公共的な事業をやるような場合も入ってくるのだからと思ひます。

それで今こういふうな事業をやるというふうにきめまして、それがたとえは畜産関係をやりたいという場合に、大手筋の水産会社の問題等が起きますれば、私どもとしましては大手の

水産会社と話し合ひをしまして、これは農業に水産会社が入りまして畜産をやる場合にも同じでございませぬ、その地区の協同組合と会社で団体契約と申してはおかしいのでございませぬ、団体交渉的なことをやりまして、原料を供給するとか、いろいろな契約を実は結んでおります。でありますから、仕事で競合するとういうようなことが万一起りな場合には、私どもとしましては、そういう水産会社と、こういうところから金を借りて、あるいは漁業協同組合なり農協が何かをやるというふうな場合には、道庁にも応援を願う、われわれも中に入りまして、その辺の仕事はうまくやるようなことを指導して参る、そういうふうなお世話をしたいというふうな考えでございませぬ。

○山内委員 なかなかうまいことを言われておるようですけれども、私はあまり賛成しない。ということは、そういうことはできないのです。今水産庁長官がお話しになりましたが、たとえば大手筋がミンクを養うとか豚を養うとか、いろいろなことの設備に対しては政府は別に融資しておらぬ、市中銀行から自分の力で借りてやっておる、だから知らぬというお話でございませぬけれども、ああいう大きなものになれれば、何十億という計画を立ててどんな金を出すことはそうめんどうでないか、あるいは漁港の背後に道路を作るとか、そういうような公共的な事業をやるような場合も入ってくるのだからと思ひます。

○伊東政府委員

るな動向から申し上げたのですが、政府のこの決断は決して北海道の農民にとつては幸福をもたらさぬといふことだけ

は、私ははつきり申し上げられると思

います。現に地元漁民大会等におき

ましていろいろな決議をいたしてお

りますけれども、それらはあげて、日

ソの平和条約を早く結んでほしい、安

全操業をやらしてほしい、これは十億

の金額よりも基本的にはそつちを望ん

でいるのがほんとうの地元民の声だ

と思ひます。そこで、今回の法律を生

ました領土の問題は、これはどうして

も本質的に触れなければならぬ問題

かもしれませんけれども、たゞいま予

算委員会で議論もされておるわけ

です。そういうことで、私はここで

その領土の問題に触れることは当分

見合せておきたいと思ひます。た

だ一つだけ長官にお

伺ひしておきたいのですが、今度

の法律案も前回と全く同じであり

ます。それから提案された理由の御

説明も同じと聞きましたが、たつた

一点だけ違つておるところがあります

。長官はそれを御存じでございます

か。この配付されました演説の中

で、それは私の聞き違ひかもしれ

りですか。そうですか。

○小平政府委員 そうです。

○山内委員 とすれば、長官はずい

ぶん配慮しての措置だったと私は

思ふ。それはよろしいのですが、

そこまでお考えになったら、もう一

委員会でこの領土論議はやつてお

るので、その結果として必要があ

ればこの内閣委員会でも私さらに

申し上げて、次回に再質問をいた

したい、そのことを保留して、ま

よは私の質問を終わりたいと思

ひます。

○中島委員 松井誠君。

○松井誠委員 私は特殊海事損害

の賠償の請求に関する特別措置

法、この前の国会で飛鳥田委員

から基本的な問題を主としてい

る。この法律案の第一条の目的

と、これは文章も非常に苦心され

ておられると思ひます。そういう

ことで、私はよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

る。それで、私もよく承知してお

ら(四)項までの適用が広がるという意味において、ただいまのお話のように、こちらの解釈ということもいえるかと思いますが、口上書の趣旨はそういういきさつでございますので、(四)項の解釈ということで作ったものでございませぬ。

○松井(誠)委員 今までのいきさつは、この前いろいろお聞きをしておりましたのでわかりませんが、私のお尋ねするのは、実質的にこれが(四)項の例外ならば、この(四)項を適用しないという、そういう形で口上書を作るべきである、われわれの常識では思うわけです。それを(四)項から(五)項まで適用するということ形にしたのは、今のいきさつと何か関係があるのか。実は私がお聞きしたいのはそれなんですけれども、そういう意味で(四)項から(五)項までを適用するという形式を私はむしろわざわざとったのではないかと思うものですから、そこで、(四)項を適用しないという形式をとらなかつた理由は、一体どういふことなのかということをお尋ねするわけです。

○東郷説明員 その点は特別な意味は実はございませんので、(四)項自身がこういう場合にはこれを適用しないと書いてあるわけでございます、それをまた適用しないということにいたしました、かえってわかりにくくなる。従って、(四)項から(五)項まで適用があるということ、すなわち(四)項を適用しないということと実際は同じ意味で、むしろその方がわかりやすいということ、そういう表現になっているわけでございます。

○松井(誠)委員 それでは、その点はまたあとでお尋ねいたしますけれど

も、ここで、それでは一つこの口上書というものの性格について、やはりどうしても先にお尋ねしなければならぬと思ひます。これはもう言うまでもありませんけれども、この五項(四)というものと口上書というものは非常に密接な関係があるわけでありまして、この口上書の運命というか、口上書の適用範囲、そういうものはこの五項の(四)に直接の影響を持つてくるわけでありまして、そこで口上書についてお尋ねをしたいと思います。

この口上書について、先般の前国会で飛鳥田委員から二つばかり宿題が出ておりました、一つはこの口上書を国民に周知徹底させる、そういう手続をとなつたことについて追及があつたわけでありまして、その点はその後何か処置をとられましたか。これは調達庁から……

○林(一)政府委員 口上書の第四項に「類似の損害」というような規定もありまして、その類似の損害につきましては、本年九月七日に合同委員会合意をいたしました、そういうものを含めまして、本年の九月二十八日に調達庁告示を官報においていたしました。これで一般に周知徹底せしめたと考えます。

○松井(誠)委員 そうすると、今私のお尋ねしたのは、この口上書というものの存在自体の問題であつたわけですが、けれども、そのときにやはり問題になりましたのは、この口上書に書いてある四番目の「類似の損害で合同委員会を通じて合意されることのあるもの」ということで、この合意は一体なされておるかどうかという問題があつたわけですね。その二つの問題を、今の

お話ですと、調達庁の告示ですか、そういう形式で周知をさせた、こういうことなんです、そういう告示で周知をさせるこの告示は、一体どういう意味で告示をされたのかということをお尋ねをしたいと思います。

○林(一)政府委員 こういうような小損害による被害についての賠償請求というようなことにつきましては、やはり広くこれを知らしめることが必要であるというように、合同委員会でも類似の損害というような合意を得ましたので、それを含めまして、一般に知らしめる意味において、官報でもって告示をいたしました次第であります。

○東郷説明員 今回の告示は、ただいま調達庁長官からお話ございましたように、この前の口上書及び新しい内容の合意をあわせて告示したものでございませぬ。その意味は、まさしく今調達庁長官のお話になりましたように、これが新しい権利義務を設定する条約、そういうものでございませぬ、外務省から告示する形になります、この問題は協定の実施の問題ということで、調達庁の方から告示をお願いしたわけでございます。

○松井(誠)委員 調達庁にお尋ねしますけれども、この告示は、そうしますとこの口上書なりあるいはその合意書なりの何か有効の要件といふか、そういう意味でされたのか、あるいはそういう意味で、元来しななくていいのだけれども、いわば周知徹底をさせた方がいゝのだという建前でされたのか、その点を一つ……

○林(一)政府委員 これが口上書の法的効果とか、そういうものには関係

はなく、このような執行上の手続規定でありますので、一般に周知するのが適当であるという行政上の立場から、この告示をいたしました次第であります。

○松井(誠)委員 外務省の方にお尋ねをしたいと思います、この口上書というものを、先ほどのお話では、実質的には五項の(四)の適用の問題だということにおっしゃいましたけれども、われわれの常識では、この五項の(四)に非常に重要な新しい例外を作るわけでありませぬ。従って、これは国民の権利義務にその意味で常に大きな変動を及ぼすことになるわけですね。ですから、これは単なる適用ということではなくて、少なくともこのいわゆる地位協定と同じ比重を持つておるといふように解釈をすべきものじゃないかと思ひますけれども、外務省の方から伺いたいと思ひます。

○東郷説明員 先ほど申し上げましたように、この五項の(四)の規定自身が、最初からこういう日本の特殊な場合には適用するつもりはないという趣旨でできておりますので、それを明らかにするために口上書で具体的にこれを示したわけでございます。このような意味でございますから、これは協定の修正ないしは新しい権利義務の設定というふうにはわれわれは解さないのでございます。ただいま実施の問題と申し上げましたのは、ただその日本のそういう場合には適用しないのだというだけでは、これは日常生活上非常に関係ある問題でございますから、それだけでは意味をなしません。具体的に口上書ではつきりいたしました、それを調達庁の方からこういうような措置をとつて

いただいた、こういうことでございます。

○松井(誠)委員 私の聞き違ひがもし五項の(四)はこの口上書の部分については初めから適用はしないという、そういう趣旨でこの五項の(四)を作つたのだ。従つてこの五項の(四)を作つたときに、初めからそういうことは、日本の政府の意図だけではなくて、アメリカもおそらく了承したのだ。ですからそれを口上書という形で文書に表わすというだけだから、権利義務に變動はないのだ、こういう趣旨に今の御答弁は解釈してよろしゅうございませぬか。

○東郷説明員 先ほどから申し上げておりますように、この口上書は五項の(四)解釈ということで作つておりますので、さような趣旨になるかと思ひます。

○松井(誠)委員 それならばこの五項の(四)を作るときに、初めからこのようなものを除外するような形式でどうしてできなかったのですか。

○東郷説明員 この規定自体は、交渉の過程におきましては、NATOの形をとつてくる。いろいろいきさつがございましてけれども、ともかく協定自体の(四)としてはそのまゝの形にしておいてもらいたい。しかし日本の特殊事情に合わせて解釈する、こういうことであるから、もしこの(四)を特に変える、また相手方としてはいろいろ関係が生ずるから、協定の(四)としてはこういうことにしておこう、そういうことがありまして、協定自体はこういう(四)になつた次第でございます。ただその場合も、日本の特殊事情に合わせて解されなければならぬということとは

はつきりしておりましたから、それを後日になってはつきり文章にしたというのであります。

○松井(誠)委員 そのうしますと、とにかく地位協定の表向き形式は五項の(四)そのまま通してもらいたい。いろいろの事情というものは、よくわかりませぬけれども、アメリカの国会の関係あるいはNATO諸国との関係、そういうこともあるので、五項の(四)はそのまま通してもらいたい、しかし裏には別の了解があるので、裏約束といいますが、そういうものをやるのと同じような形式で、最初からこの口上書の内容というものは確定されておったと考えてよろしゅうございますか。

○東郷説明員 どうもその、表でこうやって裏でこうしたというつもりは全然なかつたわけでございます。当時いかなる具体的な表現でこれを規定するかというところまで、一々例をいろいろあげまして話し合つたわけでございますが、一般的に日本の特殊事情というところで了解されておつたわけでございます。

○松井(誠)委員 日本の特殊事業をどういう範囲にまで認めるか、あるいは認めないかということ、これは日本の国民にとっては非常に重要な影響があるわけなんですけれども、それを口上書という形にしたということが、われわれはどうしても割り切れない。せめて、たとえば交換公文というように形式でこの口上書の内容というものは合意を取りきめる、そういうことにはできなかつたのですか。

○東郷説明員 これももし条約の内容を実質的に変えていくということでは

りますれば、むしろ交換公文あるいはもっと重い形をとる必要があつたかもしれませんが、われわれとしては、先ほどから申しますように、初めから意図したところをはつきり具体的に解釈するものだからというので考えておりましたので、口上書という形が最も適当だと考えられておりました。

○松井(誠)委員 おかしいと思つたので、あなた方はそういう交渉の経過、いきさつをよく御存じだから、あるいはそういう御答弁をなさつてもちつとも矛盾を感じないかもしれない。しかし国民といつたしましては、五項の(四)というものをいきなり出される。そうして口上書というものはなかなかわからないわけなんです。従つて五項の(四)の中には初めからそういう日本の特殊事情は考慮するのだというところが入つておるといふことは、五項の(四)自体からは全然わからない。従つて、そういうものは初めから入つておるのだから、それは解釈だといふように国民の側からはどうして受け取れない。そうでなくて、国民が受け取るにときは、五項の(四)に対する口上書は新しく非常に重要な例外をなすものだ、あるいは五項の(四)に対して非常に重要な例外を作つたのだといふふうにしなかつておる。あなた方、今までのいきさつをよく知つておるから、初めからこれは既定の事実としてあつたのだといふことが頭の中にあるから、それではあまり矛盾を感じないかもしれませんが、国民はそういうことはわかりませんから、従つてそういう意味ではこの口上書というものは、国民としては五項の(四)の重要な変更だと思つたに受け取らざるを得ないと思つたので

す。そういう点、いかがですか。

○東郷説明員 どうも同じことばかり申し上げて恐縮でございますけれど、この(四)はNATOの協定からとつたもので、その中には日本の実情に合致する点があるということで、事後にはなりませんが、解釈をはつきりしたわけでございますので、われわれといつたしましてはそういうふうな解釈するものでございまして、これは口上書という形によつたのだといふふうな考えておる次第であります。

○松井(誠)委員 これが解釈の問題であるかどうか、大事な問題でありますけれども、私は、この口上書というものの一般的な性格といふますか、そういうものについて今度あらためてお尋ねをしたいわけですが、その前に、この地位協定はいわゆる安保国会のときに、国会の承認を求めたために提案をされたわけですが、国会の承認を求められた根拠はどういうことなんでしょうか。

○東郷説明員 旧安保条約には、第三条において駐留軍隊の地位に関する規定は政府間の行政協定できめるといふ一種の授權規定があつたわけでございしますが、新しい日米相互協力及び安全保障条約は、さような規定がなく、駐留軍隊の地位に関する問題は別の協定で定めるといふ形になつておる点で、形式的には一つあつたわけでございます。またこの地位協定の内容は、日本に駐留する軍隊の特権その他を規定するとか、あるいは裁判権の問題を扱つておられますとか、当然国会の承認を得なければならぬ内容を含んでおりますから、御承認を求めるといふ

したわけでございます。

○松井(誠)委員 その内容において国会の承認を求めなければならぬ事項を含んでおる、というのは、今例示されたようなことがあるから、それは国会の承認が必要なんだ、こういう意味ですか。

○東郷説明員 政府間の約束にはいろいろな形がございます。あるいは条約とか協定とか、交換公文、口上書、この中でも国家間の権利義務を設定するもの、またその内容において予算を含むもの、あるいは立法事項を含むもの、こういうものは当然国会の御承認を得なければならぬわけでございます。中には全く事務的の連絡というふうなものもございまして、たとえば旧行政協定時代の例をとりますれば、防衛分担金を払うというふうなものは協定自体の方でございまして、政府としましては、年の予算がきまりましたら、あとは事務的に毎年払うわけでございます。払う場合に、こういうお金を払うという通告をして向こうが受け取つた、こういうふうなものはいはば政府間の文書であるには違ひございません。そういう場合には、条約協定という形ではなく、たとえば口上書というふうな形ではなく、たとえば口上書というふうな形で事実の通報をやるか、あるいはその他いろいろの要求を伝達するとか、そういうふうな形をとるわけでございます。

○松井(誠)委員 どうも私のお尋ねをすることに直接お答えいただけませんので、それから、問題がだんだん回りくどくなつてしまふわけでも、われわれは、形式上の条約だけではなくて、二国間の合意というものは、実質的な条約というものは全部国会の審議を経なければならぬのだ、そういう立場でありますけれども、政府の立場は必ずしもそうではなくて、今言つたような形式上の条約だけとは言わないけれども、しかし予算を伴うものとか立法が必要なものとか、そういうものに限つては国会の審議、承認が必要なんだというふうな原則的な建前としておられる、簡単にいへばそういうことになりませんか。

○東郷説明員 これは非常にむずかしい問題でございますが、そういう今のような形のもの、あるいは政治的に非常に重大なもの、こういう場合もあると思つて、大体そういう考えになつておるのです。

○松井(誠)委員 この地位協定を国会の承認を求めたということは、もとよりそうしなければならなかつたと思つたので、先ほど申し上げておりましたように、われわれ外から見ただけでいへば、少なくとも五項の(四)の重要な例外をなす、地位協定の一部を変更することになる。ですから、地位協定と同じ国際的なあるいはまた国内的な比重を持つていなければならぬ、このように考へるわけなんです。ところが外務省のお話ですと、これは初めからいけば合意があつたので、ただそれを文書化したのだといふように簡単にいわれまふけれども、これからあつても重要なこういう協定なり何なりというものを解釈という形で国民の目、国会の前を素通りをしていくということになりますと、これは私は非常に重要な問題だと思つて、そこで一体政府としては口上書あるいはまた交換公文——文書の形式、

二千五百米ドル以下の損害はどのくらいあるか、あるいは二十トン未満の二千五百米ドル以上の損害はどのくらいあるかということにつきましても、ただいま資料を持っておりません。

○松井(誠)委員 今水産庁の方が言われたような二十トン未満と二千五百ドルと二つの条件に縛られますと、新しい二十トン未満の小さな船で、しかも二千五百ドル以上を上回る損害というものがあるわけですか。そういうものがあつて口上書から除外をされるといふことになりませんか、具体的に沿岸漁民のそういう特殊な事情というのを考慮して口上書を作ったと言われませんか、

○藤本説明員 たいまの御質問でございますが、地位協定発効後の今日までの実績で申し上げますと、二十トン未満の船舶、九十万円以下、二千五百米ドル以下の船舶の被害というものは、実際に口上書に該当しますが五件ということになっております。被害の実績でございます。

○松井(誠)委員 今のは地位協定ではなくて、行政協定ですか。地位協定の発効後ですか。

○藤本説明員 たいま申し上げましたのは、地位協定発効以後の問題でございます。

○松井(誠)委員 私のお尋ねしたいのは、この二つの条件を満たす被害はどれくらいあるかということよりも、むしろ二十トン未満の船で二千五百ドル以上上回った損害というものがどれくらいあるのか。およそのパーセンテージどれくらいあるのか。これは地位協定というのは最近のことですから、行政協定以来の統計で一体どれくらいになるのか。

○藤本説明員 行政協定当時の被害の実績から申し上げますと、二十トン未満の船舶の被害の実績の平均は約七十四万円でございます。沈没の場合は七十四万円でございます。損傷の場合は約五万六千円、こういう補償額になっております。

○松井(誠)委員 そこまでは大体の資料はあるのですけれども、その二十トン未満の船の被害で、平均としては七十四万円くらいだ、その中で九十万円以上のものがおよそ幾らぐらい、九十万円以下のものはおよそ幾らぐらいという見当は、およそのパーセンテージとしてはつきませんか。

○藤本説明員 正確な資料は手元にはございませんけれども、たいま申し上げたように沈没の場合は平均いたしまして約七十四万円でございますけれども、これは被害がこれ以下で、たまたま大きい被害があるというものが入りまして、平均が七十三万円になっておると思いますが、ほとんど九十万円以下でカバーできるのじゃないかと思っております。

○松井(誠)委員 たしかそれは行政協定以来のものを、いつの時価で評価されたのか知りませんが、おそろくそのときそのときの解決されたときの時価の平均だと思つておられます。そうしますと現在の物価高ということをお考えしてみますと、それはこれから一体同

じような比率でいくかどうかということになりまして、非常に違つてござるを得ないのじゃないか。そういう点について今までは七十四万円平均でありましたけれども、これからあともやはり二千五百ドルということでは大体押えられるだろうというお見込みでありますか。

○藤本説明員 たいままでは大体過去の実績でいけるといふふうに考えております。

○松井(誠)委員 それはさつき水産庁の方の御説明ですと、むしろ二千五百ドル以上になる場合の方が多いような印象を私は受けたのですけれども、問題はちよつと横にそれますけれども、この二千五百ドルというのを、たとえばこの地位協定の十八条の二項の(イ)は、為替相場に著しい変動があつた場合にはこの額の調整をするという、そういうことをわざわざ入れてありますけれども、この二千五百ドルについてはそういうことを入れなかったのはどういうわけなんでしょうか。

○東郷説明員 もともとこの口上書の趣旨は、先ほど申し上げておりますように、日本の特殊事情に合わせた改正をするというふうなことでござりますので、たいまお話のように為替相場が大いに変動したというふうな事象があれば、当然これはそのとき修正すべきものと考えます。お話のようにその点まで書いてございせんが、それはさような事象が起れば当然そのときに修正しなければならぬと思つております。

○松井(誠)委員 私のお尋ねしておるのは、それは当然修正してもらわなければなりませんけれども、その地位協

定にはこういうような規定の仕方がもうすであるのに、そういうことが当然予測されるのに、その口上書には入れなかつたというのにはなぜかというところで。

○東郷説明員 もしそういう事象が起りますれば、それはもとの解釈と矛盾した事象とほかならないわけでございます。そういう場合には、一々書いておかなかつても当然やるのだというつもりで、そこまでごまかく書いてないわけでございます。

○松井(誠)委員 そうしますと、この口上書の性格というものが、ますますやはり問題になってくると思つて、この口上書には二千五百ドルと書いてある。しかし為替相場に変動があれば、これは解釈の問題として、それはそのときに解釈の問題として当然変えられるのだということになりますと、一体国民は何を基準にしてどこをたよってどうしたらいいのか。これは口上書とていうのは、御承知のように裁判所に訴えて出るときに、アメリカに行かなければならないのか、日本の裁判所ではないのか、裁判所の管轄の問題を含んでおりますから、従つてそういう問題があるのに、外務省がそれは解釈ですからそのときに変えられるのですよということを言われまして、口上書自体からも五項の(四)からも全然そういうことを出てこない。これはそうすると、そのときには口上書を変えらるという手続さえもとらないで、口上書のまた解釈として適用されるわけですか。

○東郷説明員 そういう事象を想定いたしますれば、その事態においては現在の口上書自体が解釈に合わぬということでございますから、それに合わせ

た解釈をすることが、理屈を申せばそういうことになるかと思つて。

○松井(誠)委員 この一番問題なのは、二十トン未満と二千五百ドルという二つの条件で縛つたということが一番問題だと思つておられますか、一体このような口上書で例外を設けたというのには、いろいろ先ほど来の外務省のお話ですと、日本のそういう沿岸漁業という零細な漁業という特殊事情があるのだ。そうしますと、むしろ二十トン未満の船舶に対する損害というものは、その額のいかにかわららず全部入れるというようにした方が、むしろ実質的にNATO並みになるということになるのじゃないかと思つて。

○東郷説明員 十八条(四)は、実際の運用の場合におきましていろいろ問題が起るわけで、その解釈の基準のとり方もいろいろあり得るわけでございます。これを非常に拡大しますれば、そのもとの(五)の規定を入れてきた趣旨にまた抵触すれば、いろいろ検討いたしまして、最も適當な基準として二十トン未満、二千五百ドル以下というところが適當であるといふふうに解するわけでございます。

○松井(誠)委員 どうもくだいようですけれども、先ほどのお話ですとこの五項の(四)というのは、形式的にNATO並みにしなければならぬのだということ、これをいれざるを得なかつた。それは間違つて入れたのか、圧力で入れたのか別として、ともかく入れた。しかし入れますとNATO諸國の実情と日本の漁業の実情というものの違

いから、かえつてNATO並みでなく

なつた。それを形式的にはNATO並

みであつたけれども、むしろ実質的に

はNATO並みでなくなった。そこでそれを実質的にもNATO並みにするために口上書というもので例外を作ったのだ。もしそのように考えるならば、一体日本の沿岸漁業の特殊性というのとは何かというと、小さい二十トン未満という船が非常に圧倒的な多数だ、そういうところに日本の沿岸漁業の特殊性、日本の漁業の特殊性というものを求めなければならぬ。金額の大きいか少ないかということではないと思う。NATO諸国だって、大きな船でも小さい損害もあり大きな損害もあるわけです。しかし小さい損害でもNATOの場合には、この五項の(四)というものでやっておるわけですね。本質的な違いは金額の大きいか小さいかということではなくて、船が大きいか小さいか、そして小さい船の比重が一体どれだけかということが本質的な違いじゃないかと思う。そうすると、そういう特殊性というものを口上書の中にそのまま移すとすれば、これは二十トン未満の船については全部(四)をはずすのだ、そういう書き方にしなければならぬし、それがむしろ考え方の自然じゃないですか。そうすることによって実質的にNATO並みになる。大きな船の損害は、これは決していいことではありせんけれども、少なくとも二十トン未満の船で二千五百ドルをこえるものは、全部アメリカへ行けということよりも私はいいと思うのですけれども、大きな船の損害については金額のいかにかわらないということにする方が、あなた方のNATO、NATOと言われるそのNATO並みに実質的に近づくと道じやありませんか。

○東郷説明員 今の上限と申しますが、二十トンあるいは二千五百ドルを非常に上げて解釈することになりますと、もともと十八条五項(四)というものを、海上の事故については通常非常に多い場合もあるし、また技術的にむずかしい事故も起こるので、通常の手続によった方がいい。十八条の特別な手続は適当でないということできているところと、また今度は本質的に食い違つて参りますので、そこまで広げるということとは解釈上の問題としては許されぬ。一方日本の過去の実績をいろいろ考えて研究してみると、この程度の限度においてこれを十八条にまた拾い上げるといことが、最も日本の実情に即した解釈である、こういうふうにご意見を伺っています。

○松井(誠)委員 どうも形式的な御答弁でわが意を得ませんけれども、それは少なくともこの二千五百ドルというものが、先ほどのお話にありましたように、行政協定締結以来現在までの平均でさえも七十四万、現在の物価高ということを考えますと、平均九十万をおそらく上回るだろうということはお考えになりませんか。

○東郷説明員 その辺になりますと、どうも私直接強い意見を持っておるわけではございませんが、先ほどのお話でも過去の実績においては全損の場合七十何万、また全損に至らない損害の場合の平均はそれよりだいぶ低いように承知しておりますが、そういう事情からいたしまして、大体この見当でカバーできるのではないかと考えたわけでございます。

○松井(誠)委員 どうでしょう。水産庁としてもやはりこの二千五百ドルと

いうことでかりに全損の場合に限らず、一部損害の場合にしても、この二千五百ドルということで大抵がカバーできるというふうな一体お考えなのではないでしょうか。

○林田説明員 ただいま申しましたように、全損の場合は二十トンのものはカバーできないわけでございますが、二十トンが半分ぐらいの損害があつたということになりましたならば、大体カバーできるといふことにならるわけでございます。それでは十トンと二十トンの隻数はどれくらいあるかと申しますと、大体八千隻くらいのものでございます。それでほとんどが十トン未満の漁船、それからまた無動力船が非常に多いわけでありまして、十トン未満では六〇%ぐらいが無動力船になっております。そういうような実情でもございしますので、大体九十万円というところでカバーができていくのではないかとこのように考えておる次第であります。

○松井(誠)委員 私はこの五項の(四)というものを新設をしたということ自体に問題があると思つておるわけですが、その跡始末としてこの口上書というものは、できるだけ五項の(四)というものを、まあ言つてみれば有名無実にするような、そういう形で口上書の範囲というものをできるだけ広げていくことによつて、このあやまちを直すという以外にはないのじゃないか。そういうことをやはり水産庁ももう少し本気になつて考えていただかないと、この漁民をせつかく救おう—というわけじゃないのですけれども、漁民にいわせをしようというのを、どうかこの地位協定の改悪によつて防ごうという、こういう趣旨というものが買かれていかないことになりませんか。水産庁の基本的な心がまえとして、この口上書の範囲というものを漁民のためにできるだけ広げていこう、そういう基本的な態度をおとりになっていただきたいと思いますので、どうでしょうか。

○林田説明員 先生の仰せられるように、そういうふうな基本的な態度ではございませんが、やはり先ほど外務省から答弁のありましたように、この行政協定の成り立ちをも考えなければならぬと申します。それから、九十万円以上の損害のあつた場合に、国内においてただいま提出しておりますような法律上あるいは予算上の措置をとりました、これを救済するというのを考えておりますので、水産庁としましては、そういう大きい損害につきましても、この法案を通過させてもらひましたならば、それによつて救済していきたいというふうに考えております。

○松井(誠)委員 結局この法律案というの、日本にきつめて合わない五項(四)というのを作つたということ、口上書で例外を作つた、それでもまだ足りないからこの法律案で何とかお世話しようということ、どうも聞いておられますと、ポタンを一つつけ違える、と最後までつけ違えるとかいふことわざがあまりすけれども、五項(四)の間違ひというものは、そういう形ですつと尾を引いてきておると思わざるを得ないわけなんです。

そこで私は最後に、二点ごまかい点について伺ひをして終わりにいたしたいと思ひますが、この口上書の四項についての合意ですね。これは調達庁

にお尋ねしますけれども、この合意の中で、二項の「漁業者が使用する類似の装置に対する損害」ということで、漁網その他の損害ということ、こゝで一応入るわけでありませうけれども、この口上書によりまして、口上書の「沿岸海域における海産動物植物の増養殖に対する損害」ということになつておつて、増養殖の施設に対する損害も含まれるのか含まれないのか、必ずしもはっきりしないわけでありませうが、何か政府の資料ですと、その施設の損害も入るよう、それを前提にした文章がありますけれども、これは増養殖の施設の損害も当然含まれるのだというふうな解釈してよろしゅうございませうか。

○大石政府委員 ただいまの御質問の点に關してお答えいたしますが、御見解の通り、増養殖の施設に対する問題も含むというふうな解釈いたしております。

○松井(誠)委員 この法律案について、一点、この前飛鳥田委員の質問に答えて、一体そのあつせんアメリカが應ずる義務があるのかどうかということについて、アメリカがあつせんに応ずる文書では確認をしていないが、文書でいづれ確認をしたいという御答弁がございましたけれども、その取り扱ひはその後どうなつておられますか。

○大石政府委員 前々からお答えいたしました通り、内々の、非公式の取り扱ひでは、あつせんを受けて立つというふうになつておられますが、なお本件文書で確認いたしました結果、はつきりと四月五日付で同意の旨の回答を

とっておるわけでございます。

○松井(誠)委員 それは資料としていただいておりますけれども、その文書の内容はどういうことですか。全文をお持ちなんですか。あつせんに必ずということを確認をした文書なんですか。

○大石政府委員 非公式に、あつせんに申し出た場合に、米側の機関はこれを受けるといふことを今まで確認しておたわけでございますが、それをなお念を押して外務省においてこれを確認したというふう聞いておるわけでございます。

○松井(誠)委員 前国会の問答のやりとりでは、文書による確認をしたいのだというのでありましたので、文書による確認ということについて、その後どういふことになったかというふうにお尋ねをしておるのであります。

○魚本説明員 お答え申し上げます。実はこの前事務当局で調べましたところ、三月二十三日の日本側の照会に対して、四月五日付で文書でこれに同意するといふ回答がアメリカ側からあつたわけでございます。

○松井(誠)委員 それは確認をするといふのは、あつせんに応ずる義務があることを確認するといふ趣旨ですか。

○魚本説明員 おっしゃる通りであります。

○松井(誠)委員 最後に一点、施行令案についてお尋ねをしたいのですけれども、この施行令案の二に、「その他関係資料の収集整備」というのがございますが、この関係資料の収集整備の費用は、これは立てかえではなくて、国家が支弁をする、そういうことになるわけでしょうか。

○大石政府委員 御見解の通りでございます。立証資料その他関係資料の収集整備は、国の行政事務として実行いたすわけでございます。

○松井(誠)委員 この二の「関係資料の収集整備」といふことと「法律上の助言」といふことをうまく適当に運用すると、私は、大体の訴訟事務の準備といふことくらいはこれでやっていただけるのではないかと。ただしし関係資料の収集整備といふものに非常に手を抜いて、金のかかることは収集整備をしないのだといふ建前でやられますと、せっかくの援助といふものがむだになつてしまいますけれども、そういう多額の費用といふものも惜しまないで、関料の収集整備といふものをやっていただければ、これは法律上の助言といふものの運用よろしきを得ることと一緒になつて、相当役に立つのではないかと思ひますけれども、その際、これはもう費用がたくさん要るのだから、予算がないから、関係資料の収集整備はこの辺で打ち切つて、あとはそちらがやれといふような、そういう形でこの取り扱ひをされなくて、できるだけ、先ほど来から申しますけれども、五項の例を作つた、そういうあやまちを直すといふ意味で、この援助といふものをできるだけ漁民のために運営していただきたい、そういうふうに考えるわけですが、その点について心がまえだけを最後に一点お伺ひして、終わりたいと思ひます。

○大石政府委員 本法律案を御承認いただきました場合は、御要望の趣旨に沿ひまして、できるだけ手厚い親切な事務を執行して参りたいといふふうにご考慮しております。

○中島委員長 次会は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十七分散会